

湖西市定住自立圏形成方針

湖西市は、旧湖西市の湖西地域（以下「中心地域」という。）と、旧新居町の新居地域（以下「連携地域」という。）で形成する「湖西市定住自立圏」（以下「圏域」という。）に関し、次の方針を策定する。

（目的）

第1条 この方針は、中心市宣言（定住自立圏構想推進要綱（平成20年12月26日付け総行応第39号総務事務次官通知）の規定によるものをいう。）を行った湖西市において、「定住」のための暮らしに必要な機能を確保し、魅力あふれる自立した圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 前条の目的を達成するために、中心地域及び連携地域は、次の各号に掲げる政策分野について、地域の特性に応じた相互連携や機能分担を行い、圏域全体の活性化を図るものとする。

- (1) 生活機能の強化
- (2) 結びつきやネットワークの強化
- (3) 圏域マネジメント能力の強化

（連携する具体的事項）

第3条 前条の基本方針に基づき、相互連携や機能分担を行う具体的な内容は、次の各号に掲げるものとし、その取組の内容及び当該取組における中心地域と連携地域の機能は、それぞれ当該各号に定めるところによるものとする。

- (1) 生活機能の強化

ア 医療

(ア) 地域医療体制の充実

a 取組の内容

本圏域における地域医療の中核を担う病院と一般診療所等との連携を強化・支援し、地域医療体制の充実を図る。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、2つの病院が圏域内の診療所等との連携を強め、安定的に医療を提供する。
- (b) 連携地域においては、診療所等が病院との連携を図りながら、市民が安心できる医療を提供する。

(イ) 疾病の予防及び健康づくりの支援

a 取組の内容

疾病の早期発見・早期治療のため、各種健診事業を実施するとともに、生活習慣病の予防に関する知識の普及に努める。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、健康や疾病予防に関する情報を市民に提供し、健康管理に対する意識を向上させる。

(b) 連携地域においては、健康づくりなどの情報を共有し、健康管理に対する意識を向上させる。

イ 福祉

(ア) 子育て支援体制の充実

a 取組の内容

子どもやその保護者たちが相互の交流を図る場を充実し、子育て支援サービスを向上する。また、幼稚園や保育園、学校、関係機関などが相互の連携を図り、子どもたちが健やかに成長できる環境づくりを進める。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、子育て等に関する情報発信に努め、子どもを安心して産み育てることができる環境の充実を図る。また、子育て支援に携わる市民の活力を生かし、ふれあいの場の充実を図る。

(b) 連携地域においては、子育て支援センターを核とした子育ての情報発信・サービスの向上に努め、子育て家庭との連携を深めながらふれあいの場の充実を図る。

(イ) 高齢者の福祉環境の整備・充実

a 取組の内容

在宅福祉をはじめとする福祉環境を整備し、高齢者自ら主体的に健康づくりや介護予防に取り組めるよう支援する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、在宅福祉等に関する情報を発信するとともに、生きがいづくり・健康づくりの支援や、元気で地域社会に貢献できる場と機会の確保に努める。

(b) 連携地域においては、老人センターを核として、老人クラブやボランティア、自治会などが連携して、高齢者の生活を支援する。

ウ 教育

(ア) 生涯学習の場の提供

a 取組の内容

学校・家庭・地域が連携したネットワークの構築や情報交換ができる場を設け、生涯を通じて知識や経験を生かした幅広い活動ができる環境を充実する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、市民会館などを核として、施設利用の増加を目指すとともに、連携地域の施設とも協調し、文化活動や各種講座の内容を充実する。

(b) 連携地域においては、中心地域の施設と協調し、文化活動や各種講座の内容を充実し、さまざまな世代による交流活動を通じ学習機会を充実する。

(イ) 教育・スポーツ環境の充実

a 取組の内容

子どもが安心して学校生活を送れるよう施設を整備し、きめ細かな教育を行う体制を整える。また、生涯にわたってスポーツに親しむことができるスポーツ環境を充実する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、圏域全体で個性豊かな自立的な人間を育てる教育と、安心して学習ができる環境の充実、地域の特色ある学校づくりを推進する。また、既存の施設を活用して、スポーツの普及を推進する。

(b) 連携地域においては、圏域全体で個性豊かな自立的な人間を育てる教育と、安心して学習ができる環境の充実、地域の特色ある学校づくりを推進する。また、既存の施設を活用しつつ、スポーツ環境の充実を図る。

エ 土地利用

(ア) 市街化区域内未利用地の利用促進及び市街化調整区域への地区計画の導入

a 取組の内容

市街化区域内の未利用地の利用を促進するとともに、市街化調整区域の地域コミュニティ維持のため、住民主体による地区計画の導入を推進する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、連携地域との調和を図りながら、土地の有効活用を推進するための支援をするとともに、地域コミュニティの維持を図る。

(b) 連携地域においては、中心地域との調和を図りながら、未利用地の利用促進を支援する。

(イ) 耕作放棄地の解消に向けた対策

a 取組の内容

耕作放棄地等の状況を把握し、その情報を積極的に提供し、農地の有効活用と効率的な農地の集積を図る。また、農業後継者の育成や農業経営の近代化を支援する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、圏域全体の農地利用の状況を把握し、効果的な農地の活用を推進する。また、農業後継者の育成と農業経営の近代化を支援する。

(b) 連携地域においては、優良農地の保全と耕作放棄地の減少に努め、農業後継者の育成と農業経営の近代化を支援する。

オ 産業振興

(ア) 6次産業化への支援及び地域ブランドの発掘

a 取組の内容

生産意欲のある農業者や、魅力ある付加価値の高い特産品の開発を支援するとともに、道の駅の利用拡大や関係団体と協力し地産地消の促進を図る。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、道の駅を中心として農産物の販売の拡大に努め、農林水産物の需要を発掘する。また、農業者等へ6次産業化に向けた情報を提供し、新たな地域ブランドを発掘する。

(b) 連携地域においては、中心地域と異なる農林水産物を生産しており、6次産業化や地域ブランドの発掘への取り組みを推進する。

(イ) 商業エリアの活性化及び商業経営基盤の強化支援

a 取組の内容

既存の商業地区の活性化を図りつつ、商店街の賑わいを創出し、商業者の育成や商業環境の整備、魅力ある商品の開発などを支援する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、商業者とその後継者の育成を図りながら、商店と商工会、行政の協働により、商店街の活性化を図る。

(b) 連携地域においては、中心地域や商工会などと連携して、商店街の活性化を図る。

(ウ) 企業立地の推進及び企業の支援・育成

a 取組の内容

新産業分野の情報の収集や企業への行政情報の提供を行うとともに、新技術・新産業の研究等を行う企業を支援する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、圏域内への企業立地に向けた情報を発信する。

また、新技術・新産業の研究等を行う企業を支援する。

(b) 連携地域においては、中心地域と一体となって、商工業の振興支援をする。

カ 環境

(ア) 新エネルギー等の導入支援

a 取組の内容

新エネルギー・省エネルギー機器の導入を図るとともに、省エネルギーの啓発に努める。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、圏域内への新エネルギー・省エネルギー対策を推進し、省エネルギーの啓発に努める。

(b) 連携地域においては、中心地域と一体となって新エネルギー・省エネルギー対策を推進し、省エネルギーの啓発に努める。

(イ) 環境負荷の少ない資源循環型社会の構築

a 取組の内容

廃棄物の発生抑制とリサイクルを推進するよう市民や事業者などへ啓発に努め、資源循環型社会を構築する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、市民などへの意識啓発に努め、廃棄物の減量を図るとともに、分別の徹底による資源化を進める。

(b) 連携地域においては、中心地域と一体となって、廃棄物の減量を図るとともに、分別の徹底による資源化を進める。

(ウ) 生活排水の浄化

a 取組の内容

浜名湖や河川の水質を保全するため、施設の改良・整備や設備の普及を促進する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、衛生プラントなどの施設・設備機能の向上を図るとともに、圏域内への合併処理浄化槽の普及を促進する。

(b) 連携地域においては、施設・設備機能の向上を図るとともに、合併処

理浄化槽の普及を促進する。

キ 防災・消防

(ア) 地震・津波に対する防災・減災まちづくり

a 取組の内容

地震などの情報を提供する仕組みを構築し、市民の災害に対する自助力を高める。また、市内事業所との連携、防災ボランティアの活用や、自主防災会の組織力を向上させ、共助による減災の意識を共有する。さらに、静岡県第4次被害想定が公表されたのち、公助の基盤となる必要なハード対策を進める。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、防災マニュアルの徹底により組織力を向上し、各自主防災会や防災ボランティアとの連携強化を図る。また、必要な施設・設備の充実を図る。
- (b) 連携地域においては、中心地域との協力体制を築き、地域の特性に合った防災訓練やハード対策などを実施し、防災力を高める。

(イ) 市民の生命や財産を守る消防力の強化

a 取組の内容

消防本部の施設や整備を充実し、消防力の強化を図る。また、火災や災害時の活動の要となる消防団との連携を高め、地域の安全確保に努める。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、施設・設備の充実を図りながら、火災などの予防啓発を徹底し、圏域全体で信頼される協力体制を構築する。
- (b) 連携地域においては、講習会や訓練へ積極的に参加するとともに、災害やその予防方法などの理解を深める。

(2) 結びつきやネットワーク強化

ア 地域公共交通

(ア) 地域公共交通の確保と効率的な運用

a 取組の内容

市民ニーズの把握に努め、地域公共交通の利便性の向上と効率的な運用を図る。

b 機能分担

- (a) 中心地域においては、既存の地域公共交通の利用を促進するとともに、効果・効率的な交通体系の構築を図る。
- (b) 連携地域においては、中心地域と一体となって地域公共交通の利用を

促進する。

イ デジタル・ディバイドの解消に向けたICTインフラ整備

(ア) 地域情報の連携強化

a 取組の内容

多様な情報を組み合わせた地図情報システムを活用し、市民と双方向で情報交換できる仕組みを構築する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、ウェブサイトを通じた市民への情報提供量を増やし、地域情報の発信力を高める。

(b) 連携地域においては、情報システムを積極的に利用し、情報システムの充実に努める。

ウ 道路等の交通インフラの整備

(ア) 基幹道路ネットワーク及び生活幹線道路の整備

a 取組の内容

交通の利便性を高め、地域や各産業分野の活性化に役立つ道路を効率的に整備する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、国道・主要幹線道路と接続する道路や通学路に指定されている道路等の整備により、道路機能の充実や歩行者等の安全確保に努める。

(b) 連携地域においては、国道や主要幹線道路と接続する道路整備により、道路環境の向上を図る。

(イ) 駅周辺整備の推進

a 取組の内容

鉄道等の公共交通の利用促進を図るため、駅周辺を整備する。

b 機能分担

(a) 中心地域においては、駅周辺を整備し、公共交通の利用促進を図る。

(b) 連携地域においては、駅周辺の活性化に努めるとともに、圏域内で調和のとれた住み良いまちづくりを進める。

エ 地域内外の住民との交流・移住促進

(ア) 歴史・文化資源等を活用した交流の促進

a 取組の内容

歴史・文化的資源を活用・整備し、地域や団体などとも連携しながら生涯学習や学校の総合学習などに役立て、資源の有効利用を図る。

- b 機能分担
 - (a) 中心地域においては、地域固有の貴重な資源として次世代に継承しつつ、魅力ある資源の情報を発信し、圏域内全体への浸透を図る。
 - (b) 連携地域においては、新居関所を中心に資源の情報を発信し、地域固有の貴重な資源として次世代に継承しつつ、圏域内全体への浸透を図る。
- (イ) 再来型・滞在型観光の促進
 - a 取組の内容

宿場町や地域の伝統・文化などを組み合わせ、観光協会や地域、団体などと協力しながら、産業の発展や交流による活力を生み出す。
 - b 機能分担
 - (a) 中心地域においては、観光ニーズの把握、観光ボランティアなどの育成、観光情報の発信に努める。
 - (b) 連携地域においては、観光ボランティアなどへ積極的に参加するとともに、観光情報の発信に努める。
- (3) 圏域マネジメント能力の強化
 - ア 人材の育成
 - (ア) 研修・交流等による職員のマネジメント能力の養成
 - a 取組の内容

地域の課題解決に向けて、政策形成能力を持つ職員の育成に取り組む。
 - b 機能分担
 - (a) 中心地域における地域課題の解決や政策形成・実行能力の強化のため、実践的な研修を実施し、職員の自己啓発の意識を助成する。
 - (b) 連携地域における地域特有の課題解決と、中心地域との必要な平準化を図るため、職員の政策形成能力等の育成強化に向けた人財の育成を図る。
 - イ 外部人材の確保・連携
 - (ア) 市民活動の推進
 - a 取組の内容

各種団体などへの活動支援や活動の場づくりを進めるほか、地域間の連携強化や相互交流などにより圏域全体のネットワークを構築する。
 - b 機能分担
 - (a) 中心地域においては、各種団体の設立や活動を支援するとともに、圏域内の他の市民活動団体との連携強化を図るための支援を行う。
 - (b) 連携地域においては、各地域の連携を深めた市民活動への参画・協働

を推進する。

(その他)

第4条 この方針に掲げる取組について必要な事項は、市長が別に定める。